

東京都航空機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東京都内の離島（以下「離島」という。）における住民の福祉の向上並びに離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、離島に係る航空路線に就航する航空機及び衛星航法補強システム受信機（以下「M S A S受信機」という。）を購入するために要する経費で、国土交通大臣が航空機購入費補助金の交付を決定した航空運送事業者に東京都航空機購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付できるものとし、この交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年規則第141号）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(対象航空機)

第2条 補助金の交付の対象となる航空機（以下「対象航空機」という。）は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第53条第2項に規定する飛行機でなければならない。

(対象航空路線)

第3条 対象航空機が就航する路線（以下「対象航空路線」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 離島に係る航空路線であること。
- 二 当該航空路線への対象航空機の就航が、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するものであること。
- 三 補助金の交付がなかった場合には、補助対象事業の完了する日の属する事業年度以降の3事業年度のそれぞれの事業年度において経常損失が生じることが見込まれる路線であること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、対象航空路線において航空運送事業を經營する者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、対象航空路線に就航する対象航空機及びその部品並びに「M S A S受信機」及びその部品の購入とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、対象航空路線に就航する対象航空機及びその部品並びに「M S A S受信機」及びその部品の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費から備忘価格として1円を控除した金額の55パーセント以内の金額とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、東京都航空機購入費補助金（機体取得関係）交付申請書（第1号様式）2通を当該会計年度の知事が指定する日までに、提出しなければならない。

2 前項の申請書には、補助事業計画書（第1号の2様式）及び定款、損益計算書、貸借対照表並びに営業報告書を添えなければならない。

(補助金交付決定通知)

第9条 知事は、補助金の交付を決定したときは、東京都航空機購入費補助金（機体取得関係）交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付を申請した者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付を申請した者が、前項の規定による通知を受領した場合において、当該申請を取り下げようとするときは、同項の通知を受領した日から20日以内にその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、東京都航空機購入費補助金（機体取得関係）実績報告書（第3号様式）2通を補助対象事業完了後20日以内の日、又は3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、実績報告書（第3号の2様式）及び補助金の交付に係る対象航空機購入契約書の写し並びに当該対象航空機の航空機登録証明書の写しを添えなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、補助金の額の確定を行ったときは、東京都航空機購入費補助金（機体取得関係）交付額確定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金（機体取得関係）交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 この補助金は、補助事業等の遂行上、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付できるものとする。

3 前項の概算払を受けようとする者は、補助金（機体取得関係）概算払申請書（第6号様式）によるものとする。

4 補助事業者は、第2項による概算払を受けたときは、補助額確定後に当該概算払の精算をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が、次の各号の一つに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反するとき。
 - 二 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 三 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
 - 四 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 五 法令またはこれに基づく知事の处分に違反したとき。
- 2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消しの通知をした日から20日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助対象航空機及びその部品並びに「M S A S 受信機」及びその部品を補助金の交付のために反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 知事の承認を受けて、当該対象航空機又はその部品を処分したことにより収入があった場合は、収入の一部を都に納付せざることがある。この場合において、その額は、知事が定めるところによる。

(経営改善五箇年計画の策定)

第18条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、次の各号の内容の経営改善五箇年計画を策定し、知事に届け出ることとする。

- 一 経営の改善に関する基本方針
- 二 収益の改善を図るために採ろうとする処置

三 経営の合理化に関する処置

四 その他収支改善のために採ろうとする処置

- 2 知事は、経営改善5カ年計画の終了時において、補助事業者が同計画に示した処置を講じていない場合には、必要な処置を講じることを求めることができる。なお、五箇年計画中であっても、隨時必要な処置を講じることを求めることができる。

(準用規定)

第19条 第8条から第18条までの規定は、MSAS受信機補助金について準用する。この場合において、第8条、第9条、第11条から第13条中「(機体取得関係)」とあるのは「(MSAS受信機関係)」と、第8条第2項中「(第1号の2様式)」とあるのは「(第1号の3様式)」と、第11条第2項中「(第3号の2様式)」とあるのは「(第3号の3様式)」と、「対象航空機購入契約書」とあるのは「対象MSAS受信機購入等契約書」と、「当該対象航空機の航空機登録証明書」とあるのはMSAS受信機が装備され所定の検査に合格したことを確認できる航空日誌の記録」と、読み替えるものとする。

付 則

この交付要綱は、平成11年度航空機購入費補助金から適用する。

付 則 (平成20年3月26日付19港島管第1229号)

この交付要綱は、平成19年度航空機購入費補助金から適用する。

付 則 (平成21年6月30日付21港島管第 373号)

この交付要綱は、平成21年度航空機購入費補助金から適用する。